

「福井新々元気宣言」推進に関する施策

「福井県民の将来ビジョン」に基づき、「福井新々元気宣言」の「元気な産業」、「元気な社会」、「元気な県土」、「元気な県政」に掲げられた政策等を実現するため、県民の理解と参加を得ながら、責任を持って職務を遂行し、次に掲げる施策・事業について重点的に実施します。

平成25年4月

会計管理者 半澤 政章

I 25年度の基本方針

適正な会計事務の執行と公金の的確な管理に努めます。

福井県財務規則および関係法令を遵守し、適正な会計事務の執行に努めます。

金融情勢を的確に把握し、各所属と協力しながら、公金の的確な管理に努めます。

良質な工事の確保に努めます。

厳正な工事検査により、福井県が発注する建設工事の品質確保に努めます。

Ⅱ 25年度の施策

◇ 適正な会計事務の執行と公金の的確な管理

○適正な会計事務の執行

- ・全出先機関を対象に、法令等に基づき収納や支払などの事務処理が的確に行われているかを検査します。これに加え、特に注意が必要な事務については特別検査を随時実施します。
- ・所属長等による会計事務の統制や複数職員による会計処理を徹底します。

○公金の的確な管理

- ・収支計画の精度を高め、支払資金が不足する際には、基金など県の内部資金の活用を図り、金融機関からの借入を縮減します。
- ・支払準備金に余裕がある際は、安全かつより有利な条件で資金運用を実施します。

◇ 良質な工事の確保

○安全管理や環境等に配慮した検査の充実

- ・通常の完成検査等に加え、工事工程の早い段階において、安全管理・施工管理・環境配慮等が適切に行われているかを事前通知なしに検査し、不適切な事項があれば請負者に対し改善を求めます。
- ・利用しやすい公共施設となるよう、設計の検査段階はもとより、工事検査の段階においても設計や施工のチェックを行い、不具合があれば改善を求めます。